

安芸高田市水道事業における漏水修理工事事業者登録要領を次のように定める。

令和8年1月30日

広島県水道広域連合企業団安芸高田事務所長 竹内正樹

安芸高田市水道事業における漏水修理工事事業者登録要領

(目的)

第1条 この要領は、送配水管等の漏水等の発生に際し、迅速かつ的確な漏水修理工事を実施することによりその影響を最小限に止め、もって市民生活の安定を図るため、漏水修理工事を行う者（以下「漏水修理工事事業者」という。）の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 漏水修理工事事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 漏水修理工事の要請に対しておおむね1時間以内に発生現地の確認に参集できる体制を有する者
- (2) 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者の認定を受けている者
- (3) 広島県水道広域連合企業団契約規定及び広島県水道広域連合企業団建設工事執行規定により一般競争入札の参加に必要な資格を有すると認められた者
- (4) 日本ダクタイル鉄管協会の「JDPA 継手接合研修会受講証（φ450以下）」又は（社）日本水道協会の「配水管技能者登録証（一般継手・耐震継手）」を所有する者であること
- (5) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会の「水道配水用ポリエチレン管配管施工講習会受講証」又はメーカー主催の施工講習会修了証を所有する者であること
- (6) 安芸高田事務所が委託する水道業務委託業者が募集する「漏水事故等管路管理者」に登録し、各給水区いずれかの漏水事故等管理緊急当番者となること
- (7) 新規に参入した漏水修理工事事業者は、修繕工事を積極的に受注し水道工事の実績をあげること。なお、初回登録から2年間は、安芸高田事務所が発注する一般競争入札に参加することができない。

(登録手続)

第3条 漏水修理工事事業者に登録しようとする者は、水道事業漏水修理工事事業者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を広島県水道広域連合企業団安芸高田事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請を受けた所長は、前条各号のいずれにも適合していると認めるときは、安芸高田市水道事業漏水修理工事事業者名簿（様式第2号）に登録するものとする。

(申請受付期間)

第4条 前条の申請受付期間は、各年度の10月～12月とする。

(登録期間)

第5条 前条の登録期間は、登録日から2年間とする。

2 登録を更新しようとする漏水修理工事事業者は、登録期間が満了する1月前までに前条に定める登録手続を行わなければならない。その場合の登録期間は、前の登録期間満了の日の翌日から2年間とする。

3 前2項の場合において、所長が特に必要があると認めるときは、登録期間を短縮することができる。

(登録内容の変更)

第6条 漏水修理工事事業者は、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに所長に届け出なければならない。

(待機料の支払い)

第7条 所長は、漏水修理工事事業者に対し予算の範囲内で待機料を支払うものとする。

(研修等の実施)

第8条 所長は、必要に応じて研修、参集訓練等を実施し、漏水修理工事の施行に関し漏水修理工事事業者の技術力の向上及び早期対応体制の整備を図るよう努めなければならない。

(漏水修理工事の依頼)

第9条 所長は、漏水修理工事事業者に、漏水修理の必要が生じたときに漏水修理工事を依頼する。

2 前項の依頼を受けた漏水修理工事事業者は、速やかに所長の指示に基づく必要な工事を行わなければならない。

(対応できない場合の措置)

第10条 漏水修理工事事業者が前条の規定による漏水修理工事の依頼に応じることができないときは、所長は他の漏水修理事業者へ漏水修理工事を依頼するものとする。

第11条 漏水修理工事事業者が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ定める期間につき登録資格を停止するものとする。

(1) 広島県水道広域連合企業団建設業者等指名除外要綱の規定により指名除外となった場合

指名除外の期間

(2) 所長が依頼する緊急工事に2回連続して応じることができなかつた場合(ただし、自らが代替りの漏水修理工事実施者を手配するとともに、現場に常駐した場合は除く)

6箇月

2 災害対応等の緊急の理由により漏水修理工事に従事できない場合は、所長に従事できない理由を報告しなければならない。

3 所長は、前項の理由が適当であると認めるときは、第1項(2)の登録資格の停止を免除することができる。

(登録資格の抹消)

第12条 漏水修理工事事業者が次のいずれかに該当する場合は、登録資格を抹消するも

のとする。

(1) 前条第2号の停止を受けた漏水修理工事事業者が当該停止終了後の初回の漏水修理工事の依頼に対応できない場合。

(2) 漏水修理工事の履行に当たり不正の行為をしたと認められる場合

2 登録資格の抹消を受けた漏水修理工事事業者は、登録資格の抹消を受けた日から1年間、第3条に定める登録申請を行うことができない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年1月30日から施行する。